

長福第 1774 号
平成26年11月27日

各介護保険施設・事業所管理者 様

茨城県保健福祉部長寿福祉課長
(公印省略)

介護サービスの送迎時における交通事故に関する
注意喚起について (通知)

日頃より、本県における介護保険制度の適正な運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、近年、デイサービスやショートステイなどの利用者の送迎時における交通事故が増加しております。

事故原因としては、前方不注意、安全不確認、動静不注視など、事故類型別では、追突、車両単独、人対車両、出会い頭などとなっており、また、事故の時間帯別では、午後4時から5時までの時間帯が一番多くなっております。

各施設・事業所における車両を使用した送迎業務は、介護サービスの一環として行われている日常的業務であり、その安全は常に確保されていなければならない、今後とも一層の利用者の安全確保が求められます。

については、交通事故が利用者の生命に係わる重大な問題であることを認識のうえ、利用者の送迎に当たっては、下記の点に留意の上、安全運転に努めるようお願いいたします。

なお、車両による交通事故が発生した場合は、市町村の介護保険担当課あて報告を行うとともに、長寿福祉課介護保険室に対しても報告をお願いします。

記

1. 送迎に当たっては、運転者の体調等を把握し、車種に応じた適任者に運転させるとともに、必要に応じ運転手以外に介護職員を同乗させるなど、安全な送迎に配慮すること。
2. 運転者や運転の開始・終了時間などを把握するため、運転日誌を整備すること。
3. 道路交通法等関係法令を遵守し交通安全に努めるよう、従業者に対する安全教育を行うこと。
4. 車いすが必要な利用者に対しては、車両への適切な装着方法を従業者に周知するなどし、衝突時の安全を確保すること。
5. 送迎時における利用者の乗降場所は、安全な場所を選定すること。

【担当】

茨城県保健福祉部長寿福祉課介護保険室
事業所指導・監査グループ
電話：029-301-3343